

朝日村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

朝日村教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

朝日村教育委員会では、朝日小学校の教職員一人ひとりが、心身の健康を保ちながら、いきいきとやりがいを感じて豊かな教職員生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通じて、教職員としての専門性や創造性を高めることで、子どもたちへの質の高い教育を実現していきます。そのために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務となる働き方を改善します。

(2) 朝日村の現状

○本村では、平成 30 年 3 月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」を定め、この方針を踏まえて教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

【主な取組内容】

- ・教員業務支援員及び特別支援教育支援員の配置
- ・給食費の公会計化（無償化）
- ・時間外の電話転送の導入
- ・統合型校務支援システム C4th の導入
- ・保護者の利便性向上や教職員の業務負担軽減の推進（Home&School の導入）
- ・国型コミュニティスクールの立ち上げ、CS コーディネーターによる地域連携の強化

こうした取組の結果、本県における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりです。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
朝日小学校	月 34 時間 17 分	26.6%	1.0%

○時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が 26.6%と多くなっている。児童の個別支援の増加や支援会議等の保護者対応による業務の負担感が大きくなっており、特別支援教育支援員や教員業務支援員等を配置することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条（令和 8 年 4 月 1 日施行）に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	年平均	月 45 時間以下の割合
朝日小学校	月 30 時間	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 13 日以上にする 【12.75 日】
- ・ストレスチェックにおける「職場環境によるストレス」の値を 1.8 以下にする。
(値の範囲 1~4 小さいほど良) 【2.0】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の値を 3.2 以上にする。
(値の範囲 1~4 大きいほど良) 【3.0】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

【ア 学校以外が担うべき業務】

3 分類 項目番号	項目	対応
1	登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	地域や見守りボランティアによる見守り体制の継続性を確保するため、村の告知放送の活用や、学校運営協議会等において仕組みづくりを進めていく。
3	学校徴収金の徴収・管理 (公会計化等)	保護者への説明責任を果たしつつ、透明性・公平性の高い運用体制を構築するため、公会計化に向けて移行を進める。
5	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の	教職員個人で対応する体制を改め、管理職を中心とした組織的対応を行うための指

	学校では対応が困難な事案への対応	<p>針の整備や研修を行う。また、学校だけで対応が困難な事例については、教育委員会や外部専門機関等と連携し、適切に対応するために必要な体制の整備を進める。</p> <p>法律上の問題については、弁護士との法律相談を活用できる体制がある旨を校長会等において各学校の管理職へ事前に周知し、トラブルが大きくなる前に早めの相談・活用を呼びかける。</p>
--	------------------	---

【イ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

3分類 項目番号	項目	対応
8	ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	ICT 機器やネットワークの保守・管理については外部委託し、日常的な対応については ICT 支援員の配置（週 2 日～3 日）を継続していく。今後も教育委員会と情報系の教職員・ICT 支援員が連携をとりながら対応を進めていく。
9	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	<p>教師が担う点検業務の範囲を整理し、学校プールの管理について外部委託へ移行する。</p> <p>安全管理の責任の所在を明確にし、事故防止体制を強化する。</p>
12	校内清掃	<p>教育的意義を踏まえつつ、清掃の回数や範囲の見直しを行う。</p> <p>地域住民や外部支援の協力を得ながら、教職員の負担軽減を図る。</p>

【ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

3分類 項目番号	項目	対応
19	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	こども家庭センターやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の参加を積極的に求め、勤務時間内の会議を原則とし、専門的な知見を活用しつつ教職員

		が連携・協働した支援体制を構築する。 特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員などの配置を行い、児童一人ひとりに合った支援体制を構築する。
--	--	---

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員会議や分掌業務などの校務を効率化する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を勧める。
- ・ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の学校閉庁日の設定を行う。
- ・フレックスタイム制を導入する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

○時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

○教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られ

るときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合は、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。

○学校における働き方改革の取組が進むよう、学校へ本計画の周知を行う。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

○保護者、地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、「朝日村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。